

お客様、お取引業者様 各位

令和2年5月吉日



緊急事態宣言の解除にともなう当社営業体制について

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方につきましては、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。

この度の政府の新型コロナウイルス感染防止対応の緊急事態宣言が解除されたことを受け、当社は、下記の通り、6月1日（月）より、下記の通り通常営業といたしますので、ご案内させていただきます。

記

■営業時間：平日 8 時 30 分～17 時 30 分

■連絡先

●代表電話：03-5434-8090

●電子メール：info@meiho-prop.jp

担当者、担当部門宛てのメールについては、通常通り各担当者にてご対応させていただきます

以上